

## 第2回 新型コロナウイルス感染症対策事業 中小・小規模事業者事業継続応援金のご案内

川内商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている管内事業者の事業継続を下支えすることを目的とし、「第2回 新型コロナウイルス感染症対策事業 中小・小規模事業者事業継続応援金」（以下、「応援金」）を給付いたします。

### 応援金給付の対象者

中小企業基本法で定義されている中小企業者・個人事業者であり、申請時において川内商工会議所管内※1で3ヶ月以上事業を営んでいる商工業者※2であること。また、今後、事業継続の意思がある方。※農林水産業者は対象外

※1 川内商工会議所管内：旧川内市で高城町、城上町、陽成町、湯田町、西方町を除く区域

※2 商工業者とは ①自己の名をもって商行為をすることを業とする者 ②店舗その他、これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者 ③鉱業を営む者 ④取引所 ⑤会社 ⑥相互会社

### 応援金給付の条件（以下のいずれかに該当する者）

新型コロナウイルス感染症の影響により

- 令和2年12月から令和3年2月のうちいずれか任意のひと月において、前年同月（令和元年12月から令和2年2月）、もしくは、前々年同月（平成30年12月から平成31年2月）の同月比で売上が20%以上減少し、かつ、10万円以上の売上減少があること。
- 新規開業などで、前年同月の売上が無い事業者にあつては、申請前月の売上が、申請前月を含む最近3ヶ月の平均売上高と比較して20%以上減少し、かつ、10万円以上の売上減少があること。

### 応援金の額

事業者あたり10万円 法人・個人事業者 同額（1回限り） ※予算の範囲内での給付となります。

### 申請方法など

申請に必要な下記の書類を郵送または持参により申請してください。

申請期間	令和3年2月5日（金）～令和3年4月30日（金） 窓口受付：平日9時～12時 13時～17時
申請書類	① 応援金申請書兼請求書（様式第1号） ② 売上減少の申告書兼誓約書（様式第2号-1） ※ 新規開業特例者（様式第2号-2） ③ 振込先金融機関の通帳の写し（通帳の表紙及び見開き1ページ目の写し）  ◆川内商工会議所会員以外の方は上記に加え ④ 営業確認書類 ・直近の確定申告書等（法人事業者は申告書別表1、個人事業者は申告書B第1表） ・青色申告決算書、または 法人事業概況説明書 等 ※比較対象となる月の売上が分かる年度分の決算書、または、売上帳簿 等 ・白色申告の方は申請する月の売上が分かる帳簿 等 ・新規開業者にあつては法人設立届又は開業届、及び、売上確認書類等

### 申請先

■川内商工会議所 〒895-0052 薩摩川内市神田町3番25号  
TEL:0996-22-2267 FAX:0996-22-2269